

令和5年度 ざいがくぼしゅう 在学募集案内

ひろしまけんこうとうがっこうしょうがくきん しゅうがくしょうがくきん
広島県高等学校等奨学金（修学奨学金）

【申請者用】

奨学金の貸付けを希望される皆さんへ

- 申請手続は原則として オンライン です。



QRコードを読み取って専用ページにアクセスしてください

- 4月分から貸付金の交付を受けるための申請期限

1次締切	令和5年6月1日（木）
2次締切	令和5年6月30日（金）

【問合せ先】

広島県教育委員会事務局 きょういくしえんすいしんか 教育支援推進課 きかくちようせいがか 企画調整係
（〒730-8514 広島市中区基町9-42）

電話（082）513-4996

[受付日時] 月曜日～金曜日（祝日を除く。）午前9時から午後5時まで

メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

しょうがくきんざいがくぼしゅう
（メールでお問い合わせの際は、件名を「奨学金在学募集」としてください。）

制度概要(在学募集)

「広島県高等学校等奨学金」は、経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、学資金の一部を貸し付ける制度です。

募集予定者数

120名程度

貸付額・貸付時期等

貸付金の種類	用途	貸付額 無利息			交付時期
		区分	自宅通学	自宅外通学 ^{※1}	
しゅうがくしょうがくきん 修学奨学金 (月額)	高校等在学中に 必要となる学資金	国公立	18,000円	23,000円	偶数月 (2か月分交付)
		私立	30,000円	35,000円	

※1 自宅外通学の金額は、貸付時において自宅（申請者本人と生計を一にする家族の住所）以外の場所から通学している生徒をいい、希望した場合にのみ適用します。

※2 貸付額は予定のため、変更となる場合があります。

貸付要件

次の要件の全てを満たす者が対象となります。

1 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程（修業年限2年以上のものに限る。）（以下「高等学校等」という。）に在籍していること。

○ 広島県内・県外の別、国立・公立・私立の別等は問いません。

2 保護者等が広島県内に住所を有すること。

保護者等 とは、次のいずれかです。

- (1) 申請者が独立して生計を営む場合は、当該申請者
- (2) 申請者が独立して生計を営まない場合は、当該申請者を所得税法上の同一生計配偶者又は扶養親族とする者

3 経済的理由により修学が困難であること。

経済的理由により修学が困難 とは、

申請者の生計を維持する者（原則、生徒の親権者（全員）。親権者がいない場合は、未成年後見人、生徒の生計を維持している者〔主たる生計維持者〕）が、次の収入基準に該当していることをいいます。

算定方法	申請者の生計を維持する者の 「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除額 ^{※1} 」の 合計額が30万4,200円未満
収入基準の目安	4人世帯で年収910万円未満

※1 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除額に3/4を乗じた額

※2 上記基準に該当しない場合であっても、申請者の家族構成・状況等を考慮した基準（特例基準）を満たす場合は貸付決定できますので、御不明な点は担当部署に御相談ください。

4 学習状況が良好であること。

学習状況が良好であること とは、次のいずれにも該当することをいいます。

- (1) 性行不良でないこと（生徒指導上の問題行動がないこと。）
- (2) 学習意欲があると認められること。
（上記は学校から提出される推薦調書により判断します。）

5 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金その他同種の資金を他から借り受けていないこと。

その他同種の資金 とは、次のものをいいます。

併願申請は可能ですが、これらの奨学金等を借り受けることとなった場合は、広島県高等学校等奨学金の貸付けを受けることはできません。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金
- (2) 生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年厚生省通知第398号）による教育支援資金のうち教育支援費
- (3) 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱（昭和51年広島県教育委員会告示第4号）による修学奨励金
- (4) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく就学奨励費



生活保護世帯の方は、申請前に必ず管轄の福祉事務所に相談してください。

奨学金は将来返していただく必要があり、生活保護世帯であることを理由に奨学金の返済が免除されることはありません。

確実に返済できる将来設計が立てられるか検討した上で、申請してください。

募 集 期 間

- 令和5年4月分を貸付け始期とする奨学生

第1次

令和5年5月10日(水)～令和5年6月1日(木) … 初回交付7月

第2次

令和5年6月2日(金)～令和5年6月30日(金) … 初回交付8月

- 申請日の属する月の翌月分を貸付け始期とする奨学生

令和5年7月1日(土)～令和6年2月29日(木)

貸 付 期 間

在籍する高等学校等の修業年限の終わる月まで

ただし、次のとおり、奨学金の貸付けを打ち切り又は休止することがあります。

- 1 次のいずれかに該当する場合は、奨学金の貸付けを打ち切ることがあります。

- (1) 奨学生の資格要件（2～3ページの貸付要件）のいずれかに該当しなくなった場合
- (2) 奨学金の貸付けを辞退した場合
- (3) 不正な手続により貸付けを受けた場合
- (4) 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用した場合等

- 2 休学・留学・原級留置等の場合は、その期間、修学奨学金の貸付けを休止します。

奨 学 金 の 保 証 人

原則として広島県内に住所を有し、かつ、成年者である保証人が **2名** 必要です。

- 保証人は、生徒と連帯して債務を負担する「連帯保証人」となります。
- 保証人に対し、奨学金の制度や申請内容、償還方法等を十分に説明してください。
- 保証人の正式な登録は、奨学生として決定後に提出いただく誓約書により行います。
- 保証人2人のうちの1人は、申請者が未成年者である場合は申請者の親権者又は未成年後見人としてください。もう1人は、申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でないものとしてください（例：生計を同一にする父と母が同時に保証人になることはできません。）。
- 誓約書には、保証人2名が署名、印鑑登録された印鑑（実印）の押印及び印鑑登録証明書の添付が必要です。

奨学金の交付

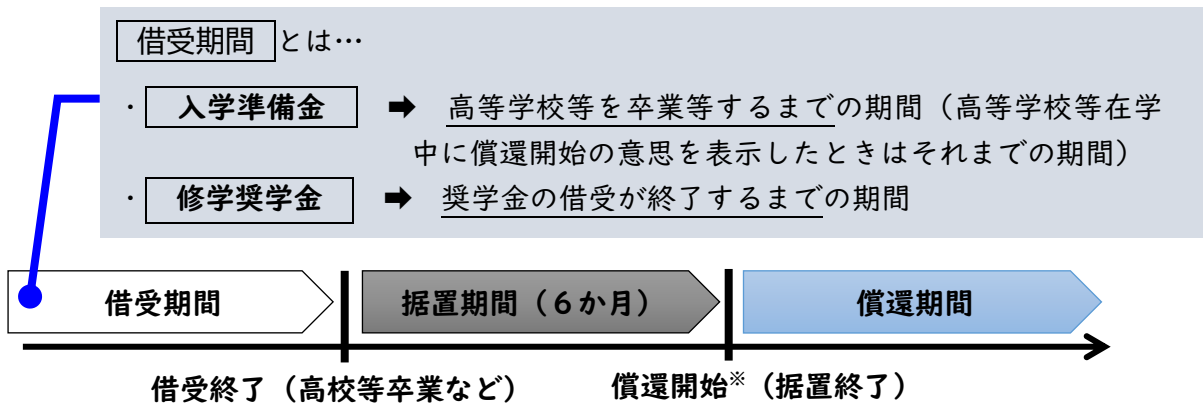
口座振替の方法※により、次のとおり交付します。

※ 奨学金の振込先は奨学生（生徒）本人の名義の口座を指定していただきます。

貸付金の種類	交付時期
修学奨学金	偶数月の20日（土・日曜日及び祝日の場合は、その前の平日）に2か月分を交付します。 ※ 当初の交付は、奨学生として決定後に必要な書類を提出いただいた後、最も早い場合で令和5年7月に4か月分（4月～7月分）を交付します。

償還方法等

奨学金の借受期間が満了する月の翌月から起算して6か月の据置期間を経過した後から償還が始まります。



※ 奨学金の返済が困難となった場合には、申請により償還を猶予（一時的に返済を将来に延期）することがあります。

1 償還年数・年間償還額

奨学金は借受総額に応じて、次の償還年数の範囲内で償還していただきます。

1年間に償還していただく最小金額は、「②年間償還基準額」のとおりです。

①借受総額	②年間償還基準額	③償還年数（最長） 【①÷②】
20万円以下	3万円	1～6年
20万円超～40万円以下	4万円	5～10年
40万円超～50万円以下	5万円	8～10年
50万円超～60万円以下	6万円	
60万円超～70万円以下	7万円	
70万円超	借受総額の1割	10年

2 償還方法

月賦、半年賦、年賦又は一括により事前に登録いただく預金口座からの自動引落としとなります。

なお、次の事由に該当する場合は、申請により償還を猶予し、又は償還金の全部又は一部を免除できる場合があります。

(1) 償還を猶予できる場合

- ア 借受者（奨学金の貸付けを受けた者（生徒）をいう。以下同じ）が災害による損害、長期の傷病等により償還が困難と認められるとき
- イ 借受者が高等学校等に在学しているとき又は大学等に進学したとき
- ウ 借受者が失業中のとき等

(2) 償還金の全部又は一部を免除できる場合

- ア 借受者が死亡したとき
- イ 借受者が心身の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき等

【参考】 入学準備金（15万円）と修学奨学金（3年間）を借り受けた場合に最長年数で毎回均等に償還する場合

区分		入学準備金	修学奨学金	借受総額	償還年数	1回の償還額 (月賦の場合)
国 公 立	自宅	150,000円	648,000円	798,000円	10年	6,650円
	自宅外		828,000円	978,000円	10年	8,150円
私 立	自宅		1,080,000円	1,230,000円	10年	10,250円
	自宅外		1,260,000円	1,410,000円	10年	11,750円

※ 広島県教育委員会のホームページに「償還計画シミュレーション」（自動算出）を掲載していますので、参考にしてください。

（右のQRコードを読み取って直接アクセスできます。）



- 1 償還金は、次の奨学生に貸付けを行うための原資となります。
- 2 本県では、奨学金の償還に係る回収督促業務を専門業者（サービサー）に外部委託しています。このため、奨学金の償還が滞った場合は、借受者や保証人（2人）に対し、業者から督促等の連絡を行います。
- 3 正当な理由がなく滞納が長期間続く場合は、貸し付けた奨学金の全部を一括して償還していただく場合や、そのための法的措置（裁判所を通じた手続）を実施することがあります。この場合、裁判所から保証人等の勤務先に対し、奨学金の滞納が生じていることの連絡がなされる場合があります。

奨学金の申請手続等

申請方法

申請は広島県電子申請システムに必要事項を入力して申請してください。

申請内容に不備や疑義がある場合は、申請の差戻しを行うことや広島県教育委員会の担当者から保護者等へ電話連絡等により修正等をお願いすることがあります。

また、正当な理由なく申請内容の不備等が長期間修正されない場合は、貸付けが不決定になることがあります。

やむを得ない事情によりオンラインで申請ができない場合は、広島県教育委員会に連絡してください。この場合、広島県教育委員会から紙の申請書類を送付しますので、必要事項を記入の上、添付書類とともに広島県教育委員会に郵送で提出してください。

主な入力手順

1 申請ページにアクセスする

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13634

右のQRコードを読み取って直接アクセスできます。



2 利用者登録 又は メールアドレスを入力する

電子申請システムから届くメールを受信できるようメーラーを設定してください。

3 規約等に同意し必要事項を入力し、必要な画像を添付する

マイナンバーが確認できる書類の画像が必要です。

4 データ送信することで申込完了（完了メールが届く）

(2 の手順の違い)

《利用者登録する場合》

① 利用者情報を登録する。

② 利用者ID／パスワードでログイン

③ 必要事項の入力、画像の添付

④ データ送信（申込完了）

《利用者登録しない場合》

① メールアドレスを入力する。

② 受信メールに記載のURLにアクセス

《画面レイアウト等は予告なく変更される場合があります》

2

利用者登録 又は メールアドレス 入力画面

申請書ダウンロード

手続き申込 > 申込内容照会 > 職員名検証

手続き申込

利用者ログイン

手続き名 広島県高等学校等奨学金貸付申請書【令和5年度：在学募集】

受付時期

1 利用者登録せずに申し込む方はこちら >

2 利用者登録される方はこちら >

既に利用者登録がお済みの方

ログイン >

利用者IDを入力してください

パスワードを入力してください

ログイン >

1 利用者登録しない場合

こちらのボタンからメールアドレスを入力の上、受信したメールに記載してあるURLから申し込んでください。

2 利用者登録する場合

このリンクから情報を登録の上、利用者 IDとパスワードでログインしてください。

利用者登録の方法については、電子申請システムのヘルプ「利用者情報登録」を参考にしてください。

https://s-kantan.com/help/PR_EFHS/profile3-2-1.htm

3

生徒氏名、同意事項の確認画面

奨学金を申請する生徒

奨学金を申請する生徒

1 氏名

氏: 名:

ふりがな 必須

氏: 名:

同意事項を選択してください。 必須

上記の内容を確認し同意します

同意しない

2

1

奨学金を申請する生徒の氏名、ふりがなを入力してください。

2

同意事項を確認の上、「上記の内容を確認し同意します」を選択してください。

※同意することにより次の項目が入力できるようになります。

保護者の人数、マイナンバー確認画像の添付画面

保護者情報

保護者の状況を選択してください。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

1 (離婚や死別等)は「保護者が1名(父のいずれかのみが親権者)」を選択してください。親権者が存在せず扶養義務のある未成年後見人が選任されている場合や親権者以外の生計維持者が存在する場合は「保護者が1名(親権者以外の生計維持者等)」を選択してください。これら以外の場合は「その他」を選択して状況を入力してください。

次の中から選択(入力)してください
 保護者が2名(父母が親権者)
 保護者が1名(父のいずれかのみが親権者)
 保護者が1名(親権者以外の生計維持者等)
 その他(以下に状況を入力してください)

保護者のマイナンバー確認画像を添付してください。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

添付ファイル

2

上記の保護者全員(2名の場合は2名とも)のマイナンバーが確認できるもの(下に記載したいずれかひとつ)を撮影してその画像を添付してください。*画像から保護者氏名とマイナンバーの両方が目視で確認できるように調整して撮影してください。

【マイナンバーが確認できるもの】
 ・マイナンバーカード(個人番号カード)の裏面
 ・マイナンバーの通知カード(記載事項に変更がない場合のみ利用可)
 ・マイナンバーの記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書

マイナンバーを利用し、広島県教育委員会が所得情報及び生活保護関係情報等を確認します。勤務先の給与支払報告や確定申告を行っていないなどの理由で個人住民税が未申告の場合は、課税所得額及び市町村住民税の徴収記録が確認できませんので市区町村役場において住民税の申告を行った上で申請してください。マイナンバーの利用によってそれらを確認することができます。正当な理由なく広島県教育委員会が定める期間までに必要な対応がなされないときは高等学校等奨学金貸付の不承認を決定する場合があります。

1

保護者の区分、人数を選択肢から選んでください。

2

保護者全員(2名の場合は2名とも)のマイナンバー確認画像を添付してください。

※画像のサイズが大きくなりすぎないように設定を調整の上、撮影してください。

個人番号カードを持っている

個人番号カードの裏面を撮影してください。

<個人番号カード見本>



この面を撮影してください。
 個人番号と氏名が同じ画像に収まっているか確認してください。

個人番号カードを持っていない

次のいずれかを用意して撮影してください。

- ①住民票の写し※1
- ②住民票記載事項証明書※1
- ③通知カードの写し※2

<通知カード見本>



※1

住民票の写し又は住民票記載事項証明書は、氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されているものを用意してください。

※2

通知カードは、発行時から住所、氏名等に変更がない場合に限りです。

保護者の氏名等の入力画面、入力内容の確認

保護者・氏名01を入力してください。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

保護者が2名(父母が親権者)の場合は、一方の保護者を02側に入力してください。

氏 名

保護者・ふりがな01を入力してください。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

- 未成年後見人
- 生計維持者
- その他

選択解除

保護情報の確認を選択してください。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

1
 (ここまでの確認用)
 ここまでの入力に誤りがないことを

1

保護者(2名の場合は2名とも)の氏名、ふりがな、生年月日、1月1日現在の課税地、生徒との続柄を入力してください。

入力情報を再度確認の上、「ここまでの入力に誤りがないことを確認した」を選択することで、次の入力項目が表示されません。

その他の必要情報の入力画面

生徒の在籍学校等

生徒の在籍する学校の設置者を選択してください。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

文書送付先・連絡先

郵便番号を入力してください。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

奨学金振込先

銀行コードを入力してください。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

1

続けて画面の指示に従って各項目を入力し、「確認へ進む」ボタンを押してください。

2

内容を確認し、「申込み」ボタンを押してデータを送信してください。

※利用者登録したメールアドレス又は最初に入力したメールアドレス宛てに「申し込み完了」の通知メール（整理番号とパスワードが書かれたもの）が届きます。

奨学生の決定等

広島県教育委員会において提出された申請書等を審査の上、奨学生を決定します。

- 審査結果については、生徒が在籍する学校を通じて決定通知書を交付します。
- 奨学生として決定した場合は、併せて次の書類を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、学校が定める期日までに提出していただきます。

貸付金の種類	提出時期	提出先	提出書類	添付書類
修学奨学金	学校が定める期日まで	学校	・誓約書（修学奨学金）	・印鑑登録証明書

※ 次の場合は、印鑑登録証明書と併せて別途書類の提出が必要

区分	必要書類
申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でない保証人の住所が申請者等と同一の場合 (例) ・二世帯住宅で保証人の2人のうちの1人が「父母のいずれか」で、もう1人が「祖父母等のいずれか」の場合等	① それぞれ保証人の世帯全員の住民票の写し（世帯主の記載があり、マイナンバー及び本籍地の記載がないもの）の原本 ② それぞれの保証人の光熱水費いずれかの領収書の写し（同じ月の同じ種類のもの） ③ 生計が同一でない旨の申立書（任意様式）

奨学金申請から交付までの流れ

1 オンラインで申請する

2 広島県教育委員会から決定通知書等が届く

- 広島県教育委員会が学校を通じて審査結果を文書でお知らせします。
- 貸付けに必要なその他の書類の用紙を交付します。

3 誓約書等を在籍する学校へ提出する

